

答申第 27 号

答 申

「平成 27 年度に、○○の「○○市プールの安全管理」に関するメールを受けて、県が○○市に行った調査依頼書など、この件に関わる一切の文書」非公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 28 年 10 月 17 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った存否応答拒否による非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年 10 月 2 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年度に、○○が愛媛県庁県民総合相談プラザ宛てにメールを送ったことにより、愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が○○市スポーツ健康課に対して行った「○○市プールの安全管理」（看護師が不在のまま営業を行った件）についての調査依頼書、それについてのやり取り及び○○の個人情報漏洩についての調査書、守秘義務違反がないことの証明、双方のメールのやり取り、その他この件に関わる一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する個人に関する非公開情報を公開することとなるため、条例第 10 条に該当するとして、平成 28 年 10 月 17 日付けで存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 1 月 1 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「非公開決定処分を取り消す。」との裁決を求めるというもので、

○本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開する必要がある。

○本件非公開決定通知書の「公開をしない理由」欄記載の理由は、当該公開請求に係る公文書の解釈適用を誤ったものであるから、本件処分は無効である。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が非公開とした当該文書の内容は、既に審査請求人による別件の公文書公開請求（平成28年11月4日付け28文第462号及び平成28年11月24日付け人事第81号）において部分公開されている情報であって、非公開とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

実施機関は、審査請求人による上記別件による公文書公開請求において、本件公文書の存在を明らかにしたうえで部分公開を認めた事実があり、「○○が愛媛県に送付したメール」が「条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報」であるなら、実施機関が行った公開は、条例に違反する。

また、「個人名や個人が特定されるものを伏せた」メールであれば、「個人に関する非公開情報」には当たらないというのであれば、「個人名や個人が特定されるものを伏せた」当該メールは○○個人を特定するものにはあらず、保護すべき個人情報ではないので、実施機関は本件公文書を公開しなければならない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

審査請求人が非公開決定の取消しを求める公文書は、「平成27年度に、○○が愛媛県庁県民総合相談プラザ宛てにメールを送ったことにより、愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が○○市○○課に対して行った「○○市プールの安全管理」（看護師が不在のまま営業を行った件）についての調査依頼書、それについてのやり取り及び○○の個人情報漏洩についての調査書、守秘義務違反がないことの証明、双方のメールのやり取り、その他この件に関わる一切の文書」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

本件公文書の公開請求者は○○であったが、請求内容は上記のとおり、「平成 27 年度に、○○が愛媛県に送付したメールに起因する一切の文書」であることから、本件公文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する個人に関する非公開情報を、○○とは別人の○○に対して、公開することとなる。

このため、条例第 10 条に基づき、本件公文書の存否自体を明らかにせず、非公開と決定したものである。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

審査請求人が非公開決定の取消しを求める公文書は、上記第 4 1 のとおり

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項、判断、評価等のすべての情報が含まれるとされており、本件公開請求のように、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、その内容はもちろん送付したという事実についても本号に該当する。

(2) 条例第 10 条の該当性について

本号は、例外的に、公文書の存在を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

本件公開請求のような「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、上記のとおり送付したという事実についても、保護すべき個人情報と解されるため、そのメールの存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるため、本条に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人が行った公文書公開請求（平成 28 年 11 月 4 日付け 28 文第 462 号及び平成 28 年 11 月 24 日付け人事第 81 号）においては、「平成 27 年 7 月 9 日から平成 28 年 3 月末日までに、「○○市プールの安全管理」について、愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が○○市○○課に宛てて職務上作成した文書、○○市○○課から取得した文書、

図面、記録、調査書、双方のメールのやり取り等の電磁記録、その他この件に関わる一切の文書」と特定の個人を指定した内容ではなく、この公開請求に対し、やり取りした文書として、個人情報を伏せたメールがそのまま公開されたもので、条例の解釈運用は妥当である。

また、公文書公開は、個々の請求内容に応じ、「個人名や個人が特定されるものを伏せた」文書は公開されるが、特定の個人に関する情報については、原則非公開とされている。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年月日	処理内容
平成29年2月14日	諮詢、実施機関から弁明書を受理
同年2月15日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年2月22日	審査請求人から反論書を受理
同年2月23日	実施機関に反論書を送付
同年5月25日	審査請求人から口頭意見陳述の申出
同年6月5日	審査会（第1回審議）
同年6月22日	審査請求人に口頭意見陳述についての通知
同年7月5日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会長
武田 秀治	弁護士	
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	